

■ 株式事務手続き

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月下旬
基準日	期末配当 12月31日 中間配当 中間配当を行う場合 6月30日
上場証券取引所	東京証券取引所 市場第二部 (証券コード 7992)
公告方法	電子公告 公告アドレス http://www.sailor.co.jp/
株主名簿管理人 (特別口座管理機関)	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
〔郵便物送付先〕 〔電話照会先〕	東京都杉並区和泉二丁目8番4号 (〒168-0063) 中央三井信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-78-2031 (フリーダイヤル) 取次事務は中央三井信託銀行株式会社の全国各支店並びに日本証券代行株式会社の本店及び全国各支店で行っております。 ■ 株式関係のお手続用紙のご請求は電話及びホームページで ※ フリーダイヤル 0120-87-2031 (自動音声案内) ※ インターネットホームページ http://chuomitsui.co.jp/person/p_06.html

株券電子化実施後の手続きのお申出先について

平成21年1月5日(月曜日)から、上場会社の株券電子化が実施されました。これに伴い、上場会社の株券はすべて無効となり、株主様の権利は電子的に証券会社等の金融機関の口座で管理されておりますので、以下のとおり手続きのお申出先が変更となりました。

※ 株券電子化後の住所変更、単元未満株式の買取、配当金受取方法の指定等のお申出先

- ① 株券電子化実施前に証券保管振替機構(ほふり)に株券を預けられていた株主様
※ お取引証券会社等
- ② 株券電子化実施前に証券保管振替機構(ほふり)に株券を預けられていなかった株主様
※ 特別口座を開設する下記口座管理機関

記

特別口座管理機関	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 上記、株主名簿管理人と同じであります。
----------	---

特別口座に関する手続きについて

株券電子化の手続きがお済でない株主様の権利は現在、中央三井信託銀行(特別口座管理機関)の特別口座で管理されており、お手元の株式を売却するには証券会社に口座を開設し、特別口座から株式を振替える手続きが必要となります。

詳しい手続きに関しましては、中央三井信託銀行 証券代行部へお問合せください。

買取請求に係る手数料について

平成21年1月5日(月曜日)受付分から、従来株主様にご負担いただいております単元未満株式の買取請求にかかる手数料を「無料」といたしました。単元未満株式をご所有の株主様におかれましては、買取請求のご利用をご検討ください。

以上